

和歌山県送迎用バスの改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における障害児の送迎用バスへの安全装置の設置を支援するため、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱（令和5年2月28日付け障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）、令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年3月2日付け厚生労働省発障0302第5号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国交付要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。
- (3) 医療型児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。
- (4) 放課後等デイサービス 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (5) 指定児童発達支援事業者 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。
- (6) 共生型児童発達支援事業者 基準省令第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、基準省令第54条の3に規定する指定通所介護事業者等、基準省令第54条の4に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第2の（11）において同じ。）をいう。
- (7) 基準該当児童発達支援事業者 基準省令第54条の6第1項に規定する基準該当児童発達支援事業者をいう。
- (8) 指定医療型児童発達支援事業者 基準省令第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者をいう。
- (9) 児童発達支援事業者 指定児童発達支援事業者、共生型児童発達支援事業者、基準該当児童発達支援事業者及び指定医療型児童発達支援事業者を総称していう。
- (10) 指定放課後等デイサービス事業者 基準省令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。
- (11) 共生型放課後等デイサービス事業者 基準省令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者等をいう。
- (12) 基準該当放課後等デイサービス事業者 基準省令第71条の3第1項に規定する基準

該当放課後等デイサービス事業者をいう。

- (13) 放課後等デイサービス事業者 指定放課後等デイサービス事業者、共生型放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者を総称していう。
- (14) 児童発達支援事業所 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所、共生型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所、基準該当児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所及び指定医療型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所を総称していう。
- (15) 放課後等デイサービス事業所 指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所、共生型放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所を総称していう。
- (16) 送迎用バス 児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者が、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において障害児の送迎を目的として日常的に運行する自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）をいう。
- (17) 安全装置 ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日国土交通省策定）に適合するものに限る。）をいう。

（補助対象事業）

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国交付要綱4の（4）の①のイに規定する市町村等（国交付要綱3の（1）に規定する市町村等をいう。）（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）又は社会福祉法人等（国交付要綱3の（2）に規定する社会福祉法人等をいう。）が行う送迎用バスの改修支援事業（補助金の交付申請の日以前において既に完了しているものを含む。）とする。

2 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の安全装置を設置する場合は、本事業の対象外とする。

（補助対象者等）

第4 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者とする。

2 補助金の補助基準額及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第5 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 和歌山県送迎用バスの改修支援事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書抄本（別記第2号様式）
- (3) 補助対象経費支出予定額の積算根拠が確認できる書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請の日以前に完了した補助事業に係る規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 和歌山県送迎用バスの改修支援事業実績報告書（別記第3号様式）
- (2) 収支決算書抄本（別記第4号様式）

- (3) 補助対象経費支出額の精算根拠が確認できる書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業は、補助金の交付申請を行った日の属する年度内に完了しなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延報告書（別記第5号様式）を知事に提出してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合（消費税等仕入控除額が0円である場合を含む。）には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第6号様式）により速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに）知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について

証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

（変更の承認）

第8 第7の（2）の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（別記第7号様式）に変更後の和歌山県送迎用バスの改修支援事業計画書（別記第1号様式）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第10の規定により補助金変更交付申請を行う場合は、この補助事業変更承認申請を省略することができる。

（中止及び廃止の承認）

第9 第7の（3）の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業（中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第10 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第9号様式）に変更後の和歌山県送迎用バスの改修支援事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書抄本（別記第2号様式）及び補助対象経費支出予定額の積算根拠が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 和歌山県送迎用バスの改修支援事業実績報告書（別記第3号様式）
- （2） 収支決算書抄本（別記第4号様式）
- （3） 補助対象経費支出額の精算根拠が確認できる書類
- （4） その他知事が必要と認める書類

（交付申請の日以前に完了した補助事業の取扱い）

第12 補助金の交付申請の日以前に完了した補助事業の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があつたものとみなす。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

別表（第5関係）

補助基準額	補助対象経費
安全装置を設置する送迎用バス1台につき175千円を上限とする	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料及び導入費用（和歌山県知事の所管に係る児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に係るものに限る。）